

一般競争入札による市有地売払いのご案内

1 入札に参加される前に

(1) 本案内書をよくお読みください。

本案内書には、入札に参加する手順、入札日時、落札した場合の契約内容、物件調書など、入札に当たって必要な内容が記載されていますので、入札に参加される場合は本案内書をよくお読みください。

(2) 物件は、現況有姿での引渡しです。

ア 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載の無い限り、現況有姿（現在あるがままの状態）で行いますので、物件調書をご参照の上、必ず事前に現地を確認してください。

なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

イ 隣接地から物件に越境物がある場合や隣接地への越境物がある場合についても、現状のままでの引渡しです。相模原市では、越境物を解消するための協議や手続きは行いませんので、買受人において対応してください。契約後に越境が判明した場合も同様です。

越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件調書の参考事項欄に記載してあります。ただし、樹木、草木、簡易に移設できるものの越境については、記載していない場合もあります。

ウ 従前の建築物による埋設物は撤去していますが、物件調書に記載されている埋設物以外の埋設物の存在が明らかになった場合は、買受人において対応してください。

エ 土壌汚染対応のための調査は実施していません。

オ 地耐力の調査は実施していません。建築物を建設する際に、地盤改良工事等が必要となった場合は、買受人が対応してください。

カ 物件に電柱等がある場合で、所有権移転後に事業者と電柱等の敷地利用に関する手続きを行う必要がある場合は、買受人の連絡先を事業者提供させていただきます。

キ 現況有姿での引渡しにつき、物件の敷地内の除草・伐採及びその費用負担については、相模原市では対応しません。また、物件の敷地内に、ゴミ、ガラ、碎石等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担については、買受人が対応してください。

ク 買受人は、売買契約締結後、物件の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないものを発見しても、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

(3) 建築制限等について、事前にご確認ください。

ア 物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、計画に見合った利用の可否について、あらかじめ関係機関にご確認ください。

なお、購入後、開発の工事等を行う際は、各種法令等の規制を遵守し、近隣住民へ配慮してください。

イ 各種供給施設（上下水道・ガス・電気等）の利用に当たっては、事前に各供給機関にご確認ください。

なお、利用に当たって必要な費用については、買受人の負担となります。

(4) 事前に必ず現地をご確認ください。

現地説明会は行いませんので、事前に必ず現地をご確認ください。

なお、現地確認の際には、迷惑駐車や隣接地への立入りなど、近隣住民の方の迷惑にならないよう配慮してください。

2 入札物件

入札物件は、次のとおりです。

所在	地目	面積	用途地域	建ぺい率 容積率	最低売却価格
中央区淵野辺一丁目 133 番 125	宅地	34.24 m ²	近隣商業 地域	80% 200%	7,400,000 円

3 入札参加者の資格

次に該当する者以外の方は、どなたでも参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項（10、11ページ参照）の規定に該当する者
- (2) 「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」（26～28ページ参照）を入札参加申込時に提出できない者
- (3) 入札に参加する者が、個人である場合には、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる者（11、12ページ参照）

- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項及び第2項（12、13ページ参照）に違反したと認められる者
 - (5) 相模原市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、又は入札に参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（12、13ページ参照）
 - (6) 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用に供しようとする者（11、13ページ参照）
- ※入札の参加に当たっては、「14 入札に当たっての留意事項」（8、9ページ参照）も十分にお読みの上、参加してください。

4 契約に当たって付す条件

契約の相手方（落札者＝買受人）に対しては、売買契約において、次の条件を付すこととします。

(1) 禁止用途を指定すること

落札者は、売買物件を相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用に供してはなりません。また、所有権を移転し、又は売買物件を第三者に貸与するときは、当該第三者に禁止用途を継承しなければなりません。

(2) 特別違約金を課すこと

落札者が上記（1）の条件に違反した場合は、相模原市は売買代金の100分の30の特別違約金を請求することができます。

5 申込みに必要な書類

- (1) 一般競争入札による市有地売払い参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）…本案内書24、25ページに添付

※売買契約及び登記は、入札参加申込書に記載された申込者が名義人となります。

(2) 添付書類

ア 個人の場合

(ア) 身分証明書（本籍地市区町村戸籍窓口で発行するもの） 1通

※提出日において、発行後3か月以内のものを提出してください。

(イ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書…本案内書26～28ページに添付

イ 法人の場合

(ア) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 1通

※代表者事項証明書等内容の簡略化されたものは、お受けできません。

※提出日において、発行後3か月以内のものを提出してください。

(イ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書…本案内書26～28ページに添付

ウ 共有の場合

上記に該当するもの

※入札参加申込書及び添付書類は、返却しませんので、ご了承ください。

6 申込みの受付

(1) 受付期間

令和7年3月14日（金）から令和7年3月31日（月）正午まで【必着】

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※土曜日・日曜日・祝日の受付は行いません。

なお、この期間内に申し込みをしないと入札に参加することはできません。

(2) 受付場所

ア 持参の場合

相模原市役所 第1別館 2階 中央土木事務所 整備班

イ 郵送の場合

〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目11番15号

相模原市 中央土木事務所 整備班

電話 042-769-8265（直通）

(3) 提出方法

上記(2)の受付場所に、入札参加申込書及び添付書類を持参又は郵送してください。
郵送の場合は、事前に相模原市 中央土木事務所 境界班へ電話連絡の上、書留又は簡易書留によりお送りください。

※郵送による提出の場合は、令和7年3月31日(月)までに到着したものを有効とします。

※記入間違いや不備などがありますと、申込みが無効となる場合がありますので、お早めに提出してください。

(4) 参加申込みの受付

入札参加申込書及び添付書類の確認後、持参の場合は、入札参加申込書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。郵送の場合は、その写しを簡易書留にてお送りします。

写しは、入札当日に持参してください。

なお、入札参加申込書の受付後であっても、不正等が判明した場合は、入札に参加することはできませんので、ご注意ください。

7 現地確認等

物件の現地説明会は行いませんので、事前に必ず現地をご確認ください。また、現地確認以外にも関係公簿を閲覧するなどし、十分な調査・確認を行った上で、入札に参加してください。

8 入札日及び落札者の決定方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

ア 日時

令和7年4月14日(月) 受付時間 午前9時30分～午前10時00分

入札開始時刻 午前10時15分

イ 場所

相模原市役所 会議室棟 1階 第2会議室

※受付・入札とも、上記会議室で行います。

※受付時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

※入札開始時刻は、進行状況により遅れることがありますので、ご承知おきください。

※1者のみの参加の場合でも、入札を実施します。

※入札参加申込書の申込者又はその代理人以外は、入札(開札)会場への入場はできません。

(2) 落札者の決定方法

最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 入札日の持参品

(1) 入札参加申込書の写し (相模原市の受付印があるもの)

(2) 入札書

入札書への押印は、省略することができます。

※入札書は、本案内書29ページのものを使用してください。

(3) 委任状

入札参加申込書の申込者 (共有する場合は、共有者全員) が、入札に参加する場合は不要です。法人の代表権のない方や個人、共有でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任状を持参してください。

なお、委任状には、押印が必要です。

※委任状への押印は、個人の場合は実印又は認印 (浸透印は不可) を、法人の場合は印鑑証明書の印を使用してください。落札となった場合は、市有財産売買契約書についても同じ印を使用させていただきますので、ご承知おきください。

※委任状は、本案内書30ページのものを使用してください。

(4) 入札保証金

入札金額の100分の3以上 (円未満切上げ) の入札保証金の納付が必要です。

ア 入札保証金は、銀行振出小切手 (横浜手形交換所及び東京手形交換所に加盟の金融機関が振り出したもの) で、発行日より5営業日以内のもの (14ページの見本を参照) をご持参ください。自己振出小切手は、受け付けません。

イ 入札保証金は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合に、「入札保証金預り書」と引換えに還付しますが、落札者の入札保証金は売買契約締結日まで還付しません。

なお、入札保証金の還付には、利息を付しません。

(5) 筆記用具

黒のボールペン又は万年筆をご持参ください。鉛筆や消せるボールペンは、使用できません。

(6) 本案内書

10 売買契約の締結等

- (1) 落札者の方には、入札終了後速やかに「市有地譲渡申請書」を提出していただきます。
市有地譲渡申請書は、入札日に落札者へ交付します。
- (2) 売買契約の締結は、令和7年5月14日（水）までに行います。
期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は相模原市に帰属することになりますので、ご注意ください。
- (3) 売買契約書（案）は、本案内書の15～19ページのとおりです。
- (4) 入札参加申込書に記載された申込者名で、売買契約を締結します。

11 売買代金の支払い方法

売買代金は、相模原市が発行する納入通知書により、売買契約の締結までに全額を一括で支払っていただきます。

なお、入札日に納付された入札保証金は、売買代金に充当することができますので、希望される場合は、売買代金との差額を納入してください。

12 所有権の移転等

- (1) 売買代金を納入したことを明らかにする書類（領収書の原本）を相模原市に提示したときに、所有権の移転及び物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、相模原市が行います。
- (3) 入札参加申込書に記載された申込者（＝売買契約の名義）で登記を行います。
- (4) 売買契約書（相模原市で保有するもの1部）に貼付する収入印紙代、所有権の移転登記に必要な登録免許税相当額の収入印紙代、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (5) 登録免許税額は、相模原市が積算して落札者にお知らせします。
- (6) 上記（4）の収入印紙等は、売買契約締結時に相模原市へ提出してください。

13 契約締結時の持参品

- (1) 売買代金を納付したことを明らかにする書類（領収書の原本）
- (2) 売買契約書（相模原市で保有するもの1部）に貼付する収入印紙
- (3) 登録免許税の収入印紙
- (4) 住民票【個人番号（マイナンバー）の記載のないもの】1通（法人の場合は除く。）
- (5) 入札保証金預り書

- (6) 売買代金充当依頼書又は入札保証金還付請求書
- (7) 筆記用具

14 入札に当たっての留意事項

入札参加者は、本案内書を熟読いただき、下記の事項をご承知の上、入札に参加してください。

- (1) 市職員の指揮監督に従わず、又はその職務遂行を妨害したときは、当該入札者に対し、参加を拒否し、退場していただきます。
- (2) 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出しなければなりません。
- (3) 入札は、所定の入札書により、入札時に提出しなければなりません。
- (4) 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の3以上（円未満切上げ）に相当する金額を銀行振出小切手により納めなければなりません。
- (5) 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者名）を記入してください。また、金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。

なお、入札書への押印は、省略することができます。

- (6) 提出済みの入札書は、その理由如何に関わらず、引換え、変更又は取消しを行うことができません。
- (7) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札参加の資格のない者のした入札
 - イ 入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - ウ 前記（4）に定める入札保証金を納付しない者又は入札保証金が指定の金額に達しない者のした入札
 - エ 1人の入札者又はその代理人が、同一物件に2通以上の入札書を提出した入札
 - オ 公告及び本案内書の記載事項に違反する者のした入札
 - カ 入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札
 - キ 入札書の金額が、最低売却価格を下回る入札
 - ク 入札書の金額を訂正した入札
 - ケ 2名以上の代理をした者の入札
 - コ 郵送、FAX等をもって、入札書を送付してきた者のした入札
 - サ 代理人で、委任状を提出しない者のした入札
 - シ 代理人で、委任状に委任者の押印が無い者のした入札

- ス 入札参加申込みをしたものの、入札参加に係る要件等を満たさない、又は満たさなくなった者のした入札
- セ その他不正行為があったと認められる入札
- (8) 入札に参加する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (9) 入札に参加する者が、入札を辞退しようとするときは、次の各号に掲げるところにより申し出なければなりません。
- ア 入札執行前には、入札辞退届を提出してください。
- イ 入札執行中には、入札辞退届を入札執行者に直接提出してください。
- (10) 開札は、入札者の面前で行います。
- (11) 入札参加者が1者のみの場合でも、入札を実施します。
- (12) 落札者は、最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。また、その時、当該落札者の入札書には「くじにより決定」の文言を記入していただきます。
- なお、この場合、異議を申し立てることはできません。
- (13) 入札保証金は、落札者を除き、入札保証金を納付した際に発行した入札保証金預り書と引換えに、直ちにこれを還付します。また、落札者の入札保証金は、契約締結時に還付します。
- なお、入札保証金の還付には、利息を付しません。
- (14) 落札者の入札保証金は、売買代金に充当することができます。
- (15) 落札者決定後、落札者には、「市有地譲渡申請書」を提出していただきます。
- (16) 落札者決定後、入札（開札）会場において、落札者に契約手続き等の説明を行います。
- (17) 現物と公告数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (18) 落札者が契約締結の期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は相模原市に帰属することになります。

15 その他

本案内書に定めのない事項については、相模原市市有財産条例施行規則（昭和40年相模原市規則第57号）その他関係法令の定めるところによります。